平成２９年（フ）第６４２６号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15　東が丘荘
債務者　峯　　友紀
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４２７号
東京都八王子市下柚木２丁目21―14―301
債務者　秋元　暢子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４２９号
東京都八王子市別所２丁目12番地　２―412
債務者　西岡　育子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４３２号
東京都立川市砂川町７丁目13―20―202
債務者　坂本　晋也（旧姓岩村）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４３４号
東京都江戸川区東小岩６丁目28―６―302
債務者　原田　忠孝
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４３５号
東京都江東区猿江１丁目18―６
債務者　大村壽美子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４３７号
東京都品川区荏原６丁目15―２―201
債務者　円谷　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４４０号
東京都北区神谷３丁目22―４―302
債務者　山口　景子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５６号
静岡市葵区竜南２丁目３番35―207号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３５９号
東京都小平市花小金井６丁目20―３―301
債務者　佐藤　弘之
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３６０号
東京都府中市美好町３丁目29―７―103
債務者　本間　由紀
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３９１号
東京都荒川区東日暮里２丁目19―１―201
債務者　辻本　貴則
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４０１号
東京都台東区入谷２丁目15―４　山口ビル２Ｆ
債務者　加藤　恵子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４５号
静岡県焼津市大覚寺３丁目９番地の13
債務者　瀧井　友香
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７２号
栃木県小山市乙女２丁目６番６号　オリオンハイツＢ202号
債務者　小川　博幸
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第３４９号
栃木県佐野市鐙塚町324番地２　メゾンかたくり201、前住所栃木県佐野市高萩町1232番地４　グランディールＴＡＮＡＢＥ301
債務者　安藤　徳行
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係